

平成29年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

平成29年7月27日（木）13時30分～16時40分

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

峰島委員、松島委員、竹村委員、大谷委員、深尾委員、吉村委員、市川委員、岡委員、奴賀委員、河村委員、稲田委員、荻野江委員、前川委員、大菅委員

■欠席委員：

安藤委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

小西主席参事

■事務局：

健康福祉部 西部長、富安理事、杉江副部長
子ども家庭部 望月部長
障害福祉課 黒川課長、松本参事、中川専門員、三浦専門員
発達支援センター 田中所長、大西主任

■傍聴者：

あり（1名）

1 開会

【西健康福祉部長】

皆さん、こんにちは。健康福祉部長の西でございます。日頃は、市の行政全般、とりわけ障害者施策の推進に格別の御理解、御協力をいただきまして厚くお礼を申し上げます。また、本日は、皆様方におかれましては、何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

さて、当審議会でございますが、本市の障害者施策の計画であります「草津市障害者計画」「障害福祉計画」そして「障害児福祉計画」に関しまして、また障害者の施策の推進・実施状況等につきまして御審議をいただきたいと考えております。本年度は、この障害者計画、障害福祉計画の最終年度にあたりますことや、障害児福祉計画の策定年度になりますことから、必要な計画の策定を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力を賜りたいと思っております。

また、本市では、皆様方に御審議をいただきますこういった計画をはじめといたしまし

て、健康福祉関連の10の計画で今年度策定や見直しを予定していますので、少し御紹介をさせていただきますと思います。

本日配布をさせていただきました資料でございます。「平成29年度における健康福祉関連計画の改定について」を御覧いただきたいと思います。まず1ページですが、「健康くさつ21」から「草津市地域福祉計画」までの10の計画につきまして、本年度策定や見直しを行う予定をしております。なお、「障害児福祉計画」についての記載がございませんけれども、後ほど説明させていただきますが、「障害福祉計画」と一体的に策定をしようと考えているものでございます。

次に2ページを御覧ください。これらの計画策定につきましては、本年3月に策定をいたしました「草津市健幸都市基本計画」の基本方針を踏まえまして、「健康づくりの総合的な推進」では「健康くさつ21」を中心に、また「地域共生社会の実現」につきましては「地域福祉計画」を中心といたしまして、全体の整合を図りながら各計画策定を進めてまいりたいと考えております。皆様には、この全体像を踏まえつつ今後の御審議をいただければと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

さて、国におきましては、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用、また障害者ニーズの多様化にきめ細かく対応するための環境整備、こういったものを進めるために、障害者総合支援法および児童福祉法が改正されました。平成30年4月1日からの施行を予定しております。これらを踏まえまして、本市の障害者施策の一層の推進を図るための計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

皆様には、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申しあげます。

2 委員の紹介

委員の自己紹介、事務局の紹介

3 草津市障害者施策推進審議会の位置づけについて

草津市附属機関設置条例第2条に規定される附属機関であり、草津市附属機関運営規則第6条第1項に基づき、委員の過半数の出席要件を満たしており審議会が成立していることを報告。

4 会長および副会長の選出

草津市附属機関運営規則第4条第3項に基づき、委員の互選により会長および副会長を選出。

会長：峰島委員、副会長：松島委員

5 諮問

西部長から峰島会長に、「第2期草津市障害者計画および第5期草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画の策定について」の諮問書を手渡す。

6 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

(1) 第2期草津市障害者計画および第5期草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画の策定方針について

【事務局】

資料1に基づき説明

【会長】

全体の趣旨とか、これまでの計画のところも含めて、枠組み、あるいはスケジュールも含めて御提案いただいておりますが、何か御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

【委員】

障害児福祉計画をこれから新たにつくるのですが、障害児の関係の関連計画はあるのかなかということですが、例えば、保育所の障害児の受け入れとか、そういうものがどこかの関連計画であったのかどうか、あるいはないのかということですが、

【事務局】

平成27年度から5年間で策定しております「草津市子ども・子育て支援事業計画」がございます。これは国の子ども・子育て支援法ができました関係で全国一斉で作っている、法で定められた計画でございます。この中でいくつか国が定めた必須項目があるのですが、それ以外に任意項目として「障害のある子どもへの支援の充実」という項目を立てており、発達支援センター等々の役割も明記させていただいたところでございます。

【会長】

そうすると、すでにある、あるいは任意項目が置いてあるものについては到達点もある程度わかるということですね。ありがとうございました。

(2) 障害者福祉の動向およびアンケート調査の結果について

【事務局】

資料2-1、2-2に基づき説明

【会長】

膨大な量になりますけれども、全体を見渡して、今後の計画をつくるうえでの基本になりますので、もっと詳しくとか、この辺はどうなのかということも含めて、御質問、御意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ。

【委員】

今のアンケート結果が、何年か前に比べて、今までと違う何か新しいものが見えてきているのか、それが今度の計画の中でどのように反映されているのか、簡単に教えていただければありがたいと思います。

【会長】

どう反映されているのかというのはまだ今後の課題ですけれど、今までの調査と比べて大きく変化しているところがあるのかどうかについて、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

【事務局】

過去のアンケートと比べて最近の傾向が出ているのかということですが、過去に実施したアンケートが10年前のアンケートで項目も違うことから、なかなか比較ができにくい部分がございます。ただ、このアンケートの中でも最近の傾向としては、住まいとかグループホームとかそういった将来への不安が、養護者の方も年齢が高齢化して将来に対する不安が高まっているなど、そういった傾向は出ていると思います。

このアンケートをどう反映させていくのかは、これからまた審議していただくこととなりますので、現状で顕著に出てきている最近の傾向を受けた課題をピックアップさせていただこうと思っております。

【会長】

前のアンケートが10年前ですので単純な比較はできないのですが、ただ、今回の調査は、前年度の審議会でも議論をして設計をしてもらったのですが、要するに、機械的に障害者人口で調査をすると高齢者の回答率が圧倒的になってしまいますので、その意味では設計の段階で、全数抽出とそうでないというので、とくに高齢化が激しい身体障害者については抽出をしております。例えば、単純に同じ比率でやってしまうと働く必要のない人が圧倒的に出てくる、これではおかしいというので調整をさせていただいて、そのうえで、今御指摘がありましたように、そうしたとしても将来の暮らしの場に関する、あるいは将来の生活のことに対する不安が高まっているというふうに考えてください。

【委員】

身体障害の場合は割合表面に出やすいからいいのですが、心的障害とかそういったところは、日本人独特なのか恥の文化というかそのへんから表面に出にくいのです。

御両親がお亡くなりになる寸前ぐらいに、やっと本人が相談に来てくれる。要は、閉じこもっていたり、そういうようなことになっていて、はっきりいって障害に近い状態で、もう認定されてもいいのだけれど、申請をしていないケースがあります。これが表面化したときには手のつけようのない状態になるケースが圧倒的に多いのです。サポートセンターに協力していただきながらやっているのですが、本人は閉じこもってしまっ出てこないというような状況がありますので、障害者の場合の数字はもう少し高いのではないかと思います。

【会長】

今の関係でいうと、少し傾向が出ていることである、軽い知的障害、軽い精神障害の人が増えているのは、たぶん御指摘のとおりで、本来はずっと障害があったにもかかわらず今になって申請して増えている。こういうのは成果でもあると同時にまだ残されている課題でみえてきているところだろうと思いますので、種別でかなり異なるところは大切にしていきたいと思います。

【事務局】

資料2-1で、合計データでしか出ていないのですが、精神障害者保健福祉手帳の所持者も増えてはいるのですけれど、とくに精神障害の場合は手帳を取るメリットを感じられない方は手帳を取られない場合もたくさんあります。今の日本の状況からいいますと、身体と療育の手帳についてはJRとか公共の割引があるのですが、精神についてはそういった公共の割引がないとか遅れている部分もありまして手帳を取るメリットがないとか、また、手帳を取って障害を認めたくないという方もおられますので、実数はこれよりたくさんおられると認識しています。

療育手帳のほうも、制度の認知度が徐々にあがってきていますので、軽度の方も早い段階から手帳を所持されるようになってきましたが、まだ制度もわからずに申請されていない方もおられますし、潜在者はたくさんおられます。

発達障害については、学校に行っている間は何も問題がなくて、学校の先生が教えてくれることに従ってやっているのですが、お勤めになられてからコミュニケーションが取れないとか、そういったことで20歳過ぎから新たに発達障害がわかってくることも増えていきますので、必ずしもこの合計が全員とは思っていませんし、潜在の方もたくさんおられると認識しています。

【会長】

この辺は今後計画をしていくうえで、アンケートの対象が手帳を所持している人に限らざるを得ないという側面がありますので、実態はそれだけではないということを押さえながら進めていくということによろしいでしょうか。

【委員】

精神障害者保健福祉手帳の交通運賃割引が少しずつ始まっているのですけれど、この辺のバスは何バスですか。

【事務局】

近江バスと帝産バスがあります。

【委員】

精神障害者保健福祉手帳の割引はありますか。

【委員】

身体障害者手帳の割引は、バスはいいのですが、JR等の鉄道は100キロ以上です。2級になりますと1種という表現に変わりますので介助者も含めて半額になりますから、実際に3級の人は早く2級に移すとか、1級、2級を取れるようになってから申請する人が、視覚障害者の中にはいます。

【委員】

精神障害者保健福祉手帳の割引には、近江バスと帝産バスは入っていないのですか。

【事務局】

精神障害者保健福祉手帳については、近江バスなどは半額ということで制度に入っていますが、JRなどの鉄道にはございません。

【委員】

近江バスも帝産バスも入っているのですね。

【事務局】

入っています。

【委員】

あとはJRだけだと。わかりました。

【会長】

基になるものは資料で皆さんのところに細かい数字がいつていると思いますので、それをぜひ参考にしていただいて。たぶん全体的なことなので、あとになって計画をつくるときにまた思い出してもらったら、そのときに発言していただいて構いませんので、これは計画をつくるときの基になるということなので大切にしていきたいと思います。

【委員】

内容ではないのですが、表現で教えていただきたいのが何箇所かあります。

資料2-1の1ページ目の「手帳所持者数と実在住者数」、言葉はわかるのですが、「実在」というのをに入れておられるのは、入れないといけない意味が特にあるのかということ。

2ページ目に「身体障害者の現状」と書いてあるのですが、ここを「推移」にして、下を「手帳所持者数」と書けばいいのかなと思います。さらに、身体と精神の場合は、身体の方は障害と級別、精神のほうは等級別、その辺の言葉がよくわからないのと、知的障害者と精神障害者の方は前年度からの増加率が書いてあるのですが、身体障害者には書いていない。これは何か違いがあるのかということ。

言葉がよくわからないのですが、8ページのいちばん下に「40歳以上の手帳所持者は、滋賀県の推移と概ね連動しています」とありますが、「推移」というのは何を指しているの

かよくわからないのです。

9 ページの下の行の「障害程度区分の時よりも高く認定される傾向が伺えます」の「高く」というのはどういう意味を指しているのかということ。

15 ページの下の「草津養護学校中学部の在籍児童・生徒」のところですが、中学部は「生徒」といって、「児童」というのは小学生を指していたと記憶しています。

資料2-2の1 ページ目の表のところに配布数が全体で「3, 010件」と書いてあるのですが、「件」と「人」の違いがよくわからないのです。説明では「人」とおっしゃっていて、ここでは「件」と書いてあるので、その辺がよくわからない。

この概要のところで「割」と「%」の使い方をどういう形でしておられるのか。表には「%」で書いてあるのに、文章では「割」と表現したり、細かいことですが、読んでいて違和感がありましたので申しあげました。

【会長】

答えられるところだけ教えてください。

【事務局】

まず答えられるところから、「割」と「%」は混在して紛らわしくて申し訳ございません。統一して、表の中の「%」のような形で改めます。

アンケートの資料2-2の「件」は、説明させていただいた時は「人」で、こちらは「件」ですが、「件」に統一させていただきたいと思います。実質は「人」とイコールですが、このアンケート結果の報告書が本日の配布資料の中にございます。

アンケートはホームページで公開してしまして、「件」で出ている部分もあるので、「人」でもいいのですが、申し訳ありませんが、資料2-2のアンケート調査結果は3月にホームページにアップしたものの概要なので、「件」を使わせていただきました。

資料2-1の8 ページですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数の下の文章の「滋賀県の推移と概ね連動しています」は、市の精神障害者保健福祉手帳の所持者が40代の数が顕著であるということを示しているのですが、このことは滋賀県内のそれぞれの市町におきましても40代が多くなっているという傾向が確認できましたので、こういう表現をさせていただきます。

続いて9 ページの、障害程度区分の認定の下の文章の「障害程度区分の時よりも高く認定されている」ですが、もともと障害程度区分という、障害のある方の障害の程度を示す尺度があったのですが、それが平成26年4月から国の方で見直しになりまして障害支援区分という、支援の量を示す尺度に変わりました。それに伴いまして、より障害の区分が高く出るような傾向が出てきましたので、いわゆる重度に認定されるような傾向が出てきましたので、そういう傾向が伺えますという記述をさせていただきました。

資料2-1の15 ページの「児童・生徒」の関係ですが、中学校は「生徒」で、小学校は「児童」ですが、アンケート本編でも「児童・生徒」としているので、そのまま引っ張ってきて「中学部の在籍児童・生徒」としました。

【会長】

文章上はおかしくなるので直しておいてくださいということです。

【事務局】

わかりました。それと、前段で指摘のあった「実在住者数」とか、紛らわしいとかわからない部分については資料を改めたいと思います。

(3) 草津市障害者計画（後期計画）の見直し等について

【事務局】

資料3-1、3-2、4、5に基づき説明

【会長】

大きくは二つですので、まず最初に「後期計画の評価」について、これは市の担当課の評価だという説明がありましたが、ここでの議論としては、むしろ今後の計画でどの辺をという形で皆さんりの評価あるいは課題を出していただければと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ。

【委員】

資料3-1のいちばん上の施策分野1-1のところの「実績値の低調な事業もありましたが」、これは何なのでしょう。

【事務局】

資料3-2の1ページを御覧いただければと思います。こちらに平成28年度事業実績ということで数値を入れたものを記載しております。例えば、上から二つ目の「短期入所の提供」につきましては、平成28年度事業計画として109人という利用者数をあげていましたが、実績値は99人ということで、計画値を下回っているものという整理をして、このような形で記載をいたしました。

【委員】

そうすると、計画との関係で下がっているのは短期入所だけですか。

【事務局】

「療養介護」や「居宅介護」についても実績値の方が下回っているという状況です。

【委員】

この辺は理由がわかりますか。どんな課題があったのかというのは。

【事務局】

それぞれサービスによりまして理由はあるかと思っておりますが、「居宅介護」につきましては、当事者の方に対して食事・入浴・排泄といった行為を介助する身体介護であったり、御自宅にヘルパーさんが行って家事を行うサービス、病院へ通院するサービス等が複合的に入っているサービスになります。とくに身体介護につきましては、概ね30分から1時間半程度の集中的な介助という内容になっていまして、以前まで自宅でのそういうサービスが必要だった方につきましては、じつは日中見守りであったりとか、活動が必要な方もこのサービスを入れて自宅で介助をしていたという状況があったのですが、そういった方につきましては、日中一時支援であったり、放課後等デイサービスといった、日中活動するサービスの方への移行も一定進んだということもサービスが低調になった一つの要因ではないかと思っております。

「短期入所」につきましては、草津市もそうですし、湖南福祉圏域の中におきましても短期入所の受け入れ事業所が少ないということが一つの原因になっていると思います。

「療養介護」につきましても、同様のことがいえると思いますが、療養介護の受け入れができるような医療的な施設が県内を探しても非常に少ないという状況がございまして、利用が低調になっている一因なのかと思っております。

【委員】

今日こうして資料でいろいろ成果的なことをお話されていますが、私の感じとして、市の広報に福祉系の記載が過去と比べて少なくなった。なぜこんな質問をしたかといいますと、市内を見て歩きますと、市民の理解がないために、せっかく黄色のタイルを貼っていても、心ない市民の方々がそこに自転車を止める、またはお店の方は、自分のところの商売上で必要と理解はいたしますが、お店を少しでも前へ出して営業活動をされる。いろいろなことが市民の方や市役所の職員の方も目についていると思うのです。これで、社会に出てともに暮らそうというような話をしても、おかしいと私は思います。

神奈川県障害者施設で19名の尊い命が失われた事件が起きて、昨日で1年です。その容疑者は各報道機関に手紙を出しています。私はあの手紙の内容を聞いて、市民の方もある程度、自分のためならば、自分がそこに買い物に行って便利のために、黄色いタイルが貼ってある上に自転車を止めても何とも思わない。これは障害者の方の命に関わる話なのです。

市の広報で徹底的に市民の方に、原課を中心にPR活動といいますか、お願い活動といいますか、それをやっていただければじめて私はこの話が進んでいく話になってくるのではないかと、このような思いをもっています。担当職員におかれましては一生懸命これだけの資料をつくって今日の会議で説明していただいておりますので、これに関しては大いに敬意を表したいと思いますが、一面、そういったことが抜けているのではないかと。過去の広報活動の資料からみたら減っているというのは、私が過去と今とを比べた中でそう思うこととございますので、その点御答弁いただけたらありがたいと思います。

【会長】

基本計画の基本的施策の2のところ市職員とか云々と書いてありますが、市民への啓蒙はどうなのかということで、とくに重要な柱になる市の広報の内容あるいは分量につ

いて、事務局、お答えいただけますか。

【事務局】

今の件ですが、障害と障害者理解の促進のために広報等で、障害者差別解消法の記事、就労支援事業所の共同物品の調達の記事、障害者週間のことなど、毎掲載しているわけではないのですが、一定そういった特集号を組んで記事の発信をしているのですが、先ほど委員がおっしゃったように、昔はもっとあったのかはわからないのですが、要所要所で、その時期とかタイミングを見計らって広報等で市民の方への周知と、障害者差別解消法や雇用促進法は企業訪問のときに併せて周知をしているところですが、黄色の点字ブロックの話だけでなく、高速道路の障害者用のスペースに一般の人が何も構わずに駐車しているのを見受けられることは確かです。

今回いろいろ議会でも質問をいただいて、一般の市民は障害のある方やヘルプマークに対する認知度がかなり低いので、この部分を積極的に広報するよう意見をいただいておりますので、そういった部分は広報だけでなく、ホームページとかチラシを作って周知する形で広めてまいりたいと思っていますし、課題にあげています「情報受発信の強化」は、こちらからの発信の強化も当然課題として考えておりますし、もっと積極的にやっていかないといけないと思っています。

【委員】

やるならば市の広報でもっと、私の町内でやっていることを参考のためにお話しますと、町内の広報を月2回出しているのですが、いちばん目立つところに、イヌの糞は各自飼い主で処理しましょうとか、ポイ捨てはやめましょうとか、30（さんまる）運動を推進していますから30キロで走りましょうとか、出しています。広報のページをもらうのではなく、もっと積極的に、表のところでも結構ですから、こういったことの徹底を図るという意味で1年間通して市民の方へ訴えていくようなスペースをもらうとか、こういう努力もしてほしいと、私は当事者の立場からも、それが市の熱意だと思います。

議員さんからもそういう意見があったということをお報告いただきましたが、私は大変いいことを議員さんが指摘してくださっていると思いますので、やろうと思えばできると思います。私たちの仲間の中で、黄色いタイルのあるところに自転車を止める、看板を置くということは、私たち当事者にしたら命に関わることでありますので、そういったことを市民の方に徹底を図る以上のことをやってほしいとお願いしておきます。

【会長】

ありがとうございます。全般的に障害者差別解消法が施行された問題でもありますが、市の広報で啓蒙を強化するというのは、今後の重要な課題の一つだろうと思いますので、受け止めたいと思います。

【委員】

資料3-1の評価の1-2「健やかに生きるための取り組みの充実」に「精神障害者のサロン事業については、外出や交流の機会提供する中で、精神障害者の自立や社会参加、

社会復帰を促進することができました」と書いてありますが、サロン事業というのは、福複センターで行われているサロンなのか、ほかにもいろいろなサロンが行われていることなのか、そこが一つわからない点です。

福複センターのサロンでしたら、ひまわりの会でも少しでもその機会を増やそうということで、今年度は第1、第3は草津サロンをやって、第4はひまわりの会でも1回でも増やそうということで始めた事業があるのですが、そこに参加している方を見ていると、いろいろなことを乗り越えて前向きにその場へ出てこようというふうになられた、決まったメンバーが来られているという感じがあって、精神障害者の自立とか社会参加というところでは、家族会で聞いていると、まだまだ出られていない方の保護者さんが家族会へ来て、こういう状態ですと悩みを家族会で打ち明けに来られる人との差を感じて、「これって本当なの」と思ってしまったのです。サロンをやって参加した人数が去年より1人増えたとか、そういう数字の1人、2人でその評価ができましたというふうになるのは、実際にはどうなのかなと思います。

精神障害の方は、発達障害をもたれて軽度だった方が世の中で生きづらさを感じて、思春期の時期とかそのあたりから精神障害に移っていく場合も多くて、先ほど精神障害者の740人というのは少ない、表に出づら部分があるといわれていましたが、本当そうで、その方のほうが本当に困っていると思いますので、人数が1人、2人増えて評価ができたという部分は、それで促進できましたというふうになるものかどうかというのをちょっと感じました。

【会長】

御指摘がありました。一つは、精神障害者のサロン事業については福複センターのことだけなのかということ。もう一つは、参加人数が若干増えたということだけで、果たしてこういうのを評価していいのかということです。

【事務局】

資料3-2の8ページの5段落目に「精神障害者サロン事業の充実」と書いておりました。総参加者数のところに、障害者福祉センターと、4市で委託しております「風」という事業所がございまして、そちらでもサロンを実施してまして、326人と600人、実績としては420人と597人と書いております。

数値だけの話だと概ね計画どおりできたということになるのですが、委員さんがおっしゃったように、サロンに行くまでの大変さがある、孤立化と同じですが、サロンにどのようにして来ていただくか、いろいろな制度の周知とか人間関係をつくりながらサロンに誘う、その部分が課題だと思っています。ここにはたいそうに「社会参加、社会復帰を促進することができました」と、来られた方については一定前向きにできているという形でこういう評価をして、いかにサロンに来てもらって社会参加とか人とのつながりをもっていただけるかというところは課題としてあげてこないといけないと思っています。

【会長】

感覚としては合わないということで、この辺は押さえておいていただきたいと思います。

全般的な評価もありますけれど、さらに今後の計画の枠組みが提案されていますので、この辺は重要になると思いますので、資料5のところの御意見がありましたら、どうぞ。

先ほどのいろいろな御意見でもありましたけれど、全般的には障害の程度が重い人の問題が一つありますが、もう一方では、軽い人たちがたぶん調査をするときもかなりたくさん出てくるだろうということで、ただ、手帳を持っているかどうかというところで実際には把握できないわけです。そういうところをどう位置づけるのか。この辺は今の制度にはなかなか入りきれないけれど、いろいろなしづらさを抱えている人、ここはどのように位置づけるのか。この柱の中でも位置づけの問題ですけれど。

もう一つは、高齢の障害者については、アンケートでもそんなに切実な要求がたくさん出てなかったと私も感じたところですが、ただし人数的には相当多い。大半を占めている。ここをどう位置づけるか。逆にいうと、子どもは人数は少ないけれど切実な要求がかなりたくさん出ている。こういうふうになっていて、そこのバランスをどう位置づけるか。組み方が難しいところですが。

【事務局】

障害の重い方や軽い方、それから高齢の障害者の方の基本目標につきましては、概ね先ほど説明をさせていただきました現計画とか、国の基本計画、各課題に基づきまして整理をさせていただいたものになるのですが、先ほど御指摘いただきました3つの課題につきましては、基本目標を達成するためのさまざまな施策の中で位置づけをしていったり、またその施策をするということになりますと、やはりそこには課題があるということだと思いますので、その課題であったり、施策の内容という部分で位置づけをしていきたいと考えております。

【会長】

わかりました。その意味では、ここの「・」にあたるか、あるいは施策の具体的なところで展開するという形ですね。改めていうと、高齢の障害者はアンケート等でニーズがたくさん出ているわけではないけれど、数字的には場合によっては60歳以上が80%という数字が出ますので、こういう人の問題と、あと、人数は少ないけれどいろいろな切実な要求をもっている子どもの問題、医療的なケアが必要な人も含めた障害の重い人の問題、手帳を持っていないけれど障害周辺にいるいろいろな人たちの問題、この辺は施策の中で具体化していこうということですね。

ほかに、枠組みとの関係でこの点はどうなのかということがありましたら、ぜひ出していただきたいと思います。

【委員】 去年の2月に、「ベーカリー&カフェわかたけ」さんを訪問した時に、障害者が自立して、外に出て仕事をしていただく、そういうことに徹して、ものすごく明るく元気よく指導しておられました。やる作業もじつに簡単にさっと一言で順番を示しておられて、その中で作業の人が、わからなかったら見にいきながら自分で考えて自分で動いていく、そういう形をとっておられたのです。指導者はよほど困ったとき以外は手を出さないし、

もちろん口も出さない。そういう形でやっておられて、作業所から外へ実際に仕事に出ておられる方が相当いらっしゃるということをお聞きしました。

このようにうまくやっておられる事業所の例をほかに広げていったらどうなのか。草津市内の就労支援の組織の方でやっていったらいいのではないかと思います。というのも、去年の11月に高島市の「アイリス」という「虹の会」の事業所に行ったら、同じことをやっておられたのです。私が去年見たのとよく似ていますねと施設長に聞いたら、わかたけさんからいろいろお聞きしながらやっているといっておられました。だから、そういう本当にいい仕組みをやっているところを草津市内に広めていったらいいのではないかと思います。

【会長】

障害者あるいは障害者施設の側からの市民への情報発信ですね。この辺もかなり重要ではないかと。ただ、たぶん障害者施設の人にはそんな余裕がないというのが出てくるのではないかと思いますので、現実の問題として、そこをあちこち位置づけながらも実際にできるようにするためにはどうしたらいいかというので、「やりなさい」だけではたぶんできない課題ですので、そこも少し考えていく必要があると思います。これも柱の中の一つですね。

【委員】

今、子どもが18歳で、今年、養護学校を卒業して作業所で働かせていただいています。私は個人的にも重度の高度障害がある方たちの作業所で自立支援員をしまして、卒業後の進路先としての生活介護施設が湖南福祉圏域ではない状態になっています。そういったことで行き場所をどのようにして確保していくかというのは、進路確保というところでぜひ考えていただきたいと思います。

いろいろなサービスが草津市にもあるのですが、ショートステイの場所が、湖南福祉圏域の中では「蛸の里」さんとかそういったところは重度の方の受け入れ先としてはあるのですが、草津市には親がレスパイトできるとか、そういう場所がないのです。これは私たち親が今まで要望書等であげてきています。草津市にもそういった場所をぜひつくってほしいという声もあげてきていますし、これから地域で暮らしていく私たちの子どもたちが住まいの場所を確保するという意味では、レスパイトといった活動、そういった訓練的なものをしてからグループホームなりで生活していくことが望ましいと思いますので、そういった住まいの場所の確保をぜひお願いします。

グループホーム等は全然数が足りないのです。入所施設も政策が変わったことで滋賀県では入所施設の整備は行わないと聞いていますので、入所を希望する場合は他府県に行かないといけないという状況になっています。私たちの子どもたちが将来的に、いずれ親の元を離れて生活していきますし、そのときは地域の皆さんにお世話になることもあると思いますので、そのときに地域の方々にいかに受け入れていただくかも、こういった場所で審議していただいて、いかに障害の理解を深めてもらうかということが大事になっていきます。

高校まではいろいろなサービスが充実していますので、一昔前の措置の時代に比べると

本当にサービスが充実していて、放課後等デイサービスとかで子どもたちはお世話になっていろいろな力をつけているのですが、たちまち18歳を超えてから先が見えない子どもたちも実際にいます。数年前までは草津養護学校は150名の定員だったのですが、今は400名近くの子どもたちが通っていますので、その子どもたちが18歳以降にみんな社会に出ていったときに、あと地域にも支援学級の子どもたちが300人近くいますので、そういった子どもたちの居場所をどう確保していくかということ、この計画の中でぜひ考えていただきたいと思います。

【会長】

今お話になったことは、「安心して日常生活が送れる」になるのですかね。

【事務局】

今お話いただいたところは、資料5の真ん中にある課題のくくりの2番目に「特別支援学校卒業生の進路確保」「施設の整備促進」「住まいの場の確保」という形で課題として捉えていますし、生の声も聞かせていただいております。生活介護施設の不足、ショートステイの場所、住まい、グループホームの不足、そういったことは認識しておりまして課題として「施設の整備促進」「住まいの場の確保」という形で課題にあげておりまして、今度の計画の体系のところでは、課題で6つにくくってある部分が体系の枠の1～6に来るという形で考えておりまして、これは2番目の「安心して日常生活が送れる」に位置づけて考えております。

【会長】

今御指摘いただきましたように、ここはかなり具体的に、ないものは絶対にこの期間につくるとか、そういうところをかなり展開してほしいということですね。

【委員】

そうです。

【会長】

国の方針との関係で、パラリンピックを草津はどう位置づけるかというのは、とくに目立ったものとしてやらないということなら、それはそれでいいのですけれど。

【事務局】

東京パラリンピックに絡んで、アール・ブリュットと一緒に展開される部分もありますし、その後の国体の障害者スポーツ大会、どちらかというとなら障害者スポーツ大会の方を。

【会長】

それは何年ですか。

【委員】

7年先です。

【会長】

7年先だとこの計画年度に入るのですか。

【委員】

開催がそのときですから育成といったら今からかかからないといけない。そんな直前に選手ができるということはないから。ましてや草津で開催する種目があるから。

【会長】

その辺はどう位置づけるかというのはありますが、これでいくと、その辺がはっきりしないのですけれど。

【事務局】

体系の位置づけとしては、右の4番の「ともに育ち、学び、遊び、輝ける」に「余暇、文化、スポーツ活動の参加機会づくり」という置き方をしているのですが、この名称がまだ確定ではないのですけれど、この中にスポーツとか文化とかの展開を位置づけていかなければならないと思っています。

【会長】

その辺は大きく位置づけるか、独自にとかという柱を立ててやるということではないのですか。これは検討の課題にしてください。いつも文化・スポーツの参加を促進するとかそういうのはあるのですが、それでいいのかどうかということですね。

【事務局】

わかりました。

【委員】

まして開催県ですからね。

【会長】

今日の御意見でだいたい1から6に分けた大枠はいいだろうけれど、具体的な課題についてはいくつかいただきましたので、これは今後さらに議論していただくという形にして、今後も含めて御意見があれば出していただければと思います。

(4) 第4期草津市障害福祉計画の見直し等について

【事務局】

資料6、7、8に基づき説明

【会長】

時間がそんなにはないのですが、全体の枠組みとしてどうなのだろうかということで少し御議論いただければと思います。

国の基本指針に示された成果目標については、到達したかどうかということで、これまでの3年計画に書いてもあまり意味がないというような感じを受けますし、たぶん全国的な状況でみても、市町村あるいは県の計画で国の指針に対して数値を出していないところも出てきている。そういう点ではここはかなり柔軟に対応していいのではないかと思いますので、国が出しているものを必ずしもそのままというふうには考えないで、草津市独自のものについても相当打ち出してもいいのではないかと思います。その辺はこれから実際にどのようにしていくのかということで、かなり議論するところだろうと思います。

これも基本的な枠組みを今の段階で国の指針に基づいて、いうならばこういうような枠組みをつくらなければならないと。草津市はこれまでも地域生活支援事業とかその他の関連の法令のものも含めていますので、それも含めて今回も継続して計画をつくり替えると。今後たぶんヒアリングとかいろいろなことをして、改めて皆さんと議論をするという形になると思います。この基本的な枠組みについてこれで行くということについては、よろしいでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですが、国の何%というのは見たのですけれど、例えばこの数字と、施設の方の御意見を聞くとかそういうこともあるのですか。ここで9%と書いていたら自動的に9%の数字にされるのか、やはり施設をされている方にもお話を聞いて、ものによっては協力を得なければならない部分も出てくるかと思うのですが、具体的にどういう感じですか。

【会長】

先ほど言いましたように、必ずしも国が数値を出したからといってそれを達成したからよかったとはならないというのが草津の実態としてありますから、達成できなかったからまずかったともならない。そこは少し柔軟に考えようではないかというのが実際の私自身の提案です。

【事務局】

今、委員がおっしゃった点ですが、施設連絡協議会もありますし、当事者団体もありますし、そういったところにこれからヒアリングをさせていただいて、その数値まで聞くかということではないのですが、施設側の声も当然聞いて課題としてあげていくという形を考えています。

【会長】

よろしいでしょうか。福祉計画は国のほうから基本指針が出されて、それに即していくというのが法律上ありますので、それはそれでやらなければならないという課題があるのだけれど、その中で草津独自のものをどう位置づけるか、あるいは草津独自の考え方をどう盛り込んでいくのかというところが、たぶんこれから議論になるところだろうと思います。

【委員】

国の基本指針に示された新たな項目の平成30年度から平成32年度の中の、特に児童のところはたくさん新しい項目が出ていますが、現在すでに草津を含めて湖南福祉圏域には重症身体障害児を預かっていただける放課後等デイサービスが1つ以上あるのです。なので、これは草津としてはクリアしていることになるので、これを変えて違うことにするということですか。

【会長】

変えてではなくて、数を増やしてもいいわけでしょう。国は少なくとも市町村で1カ所としているわけですから、これを草津では3カ所にするとか、そういうふうにするか、あるいは別のものを建てるとか、そういうことをこれから議論するのです。

【委員】

わかりました。

【会長】

よろしいでしょうか。今日お話した内容は、障害者関係の団体とかいろいろなところにヒアリングをしていろいろな要望も聞いて、そのうえで改めて提案がされて、素案が出されて議論するという形になりますので、もう一度議論の機会がありますので、それを考慮していただいてということで、本日はよろしいでしょうか。

それでは長い時間になりましたけれど、どうもありがとうございました。

7 閉会

【事務局】

長時間の審議、誠にありがとうございました。本日いただきました委員の皆様の御意見を踏まえて、次回には計画素案の作成に取り組むとともに、ヒアリングとかで新たな課題を聞いて、それも盛り込んだ形で計画素案をつくりまして審議していただく形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は貴重な御意見をありがとうございました。以上で審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。